

介護保険の住宅改修ガイドブック

－住宅改修の範囲と申請方法－



日光市高齢福祉課

TEL 0288-21-5100

令和7年5月版

もくじ

○介護保険での住宅改修とは.....	- 1 -
▪ 支給される金額の上限額.....	- 1 -
▪ 住宅改修費の申請方法の種類.....	- 1 -
○住宅改修の対象範囲.....	- 3 -
▪ 手すりの取り付け.....	- 3 -
▪ 段差の解消.....	- 4 -
▪ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更.....	- 5 -
▪ 引き戸等への扉の取替え.....	- 5 -
▪ 洋式便器などへの便器の取替え.....	- 7 -
▪ その他1～5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修.....	- 8 -
○償還払い方式の手続き.....	- 13 -
▪ 改修できる条件および対象者.....	- 13 -
▪ 支給申請の流れ.....	- 13 -
▪ 必要書類と注意事項.....	- 15 -
○受領委任払い方式の手続き.....	- 18 -
▪ 改修できる条件および対象者.....	- 18 -
▪ 住宅改修費の1割(2割または3割)負担分の計算方法.....	- 18 -
▪ 支給申請の流れ.....	- 19 -
▪ 必要書類と注意事項.....	- 22 -

介護保険での住宅改修とは

手すりの取り付け工事など、一定種類の小規模な住宅改修を行った場合に、改修費の1割、2割または3割を利用者が負担し、残りを介護保険から支給する制度です。改修の対象となる住宅は、介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅に限られています。

住宅改修を行う場合には、事前にケアマネジャーに相談することが必要です。ケアマネジャーに相談しないで、住宅改修を行った場合、改修費の支給が受けられなくなることがあります。

* 支給される金額の上限額

居住する住宅(被保険者証に記載されている住所地)につき、要介護(要支援)の認定区分にかかわらず、20万円(消費税含む)までです。1割、2割、または3割(2万円、4万円または6万円)は自己負担となりますので、介護保険から支給される額は18万円、16万円または14万円が上限となります。それ以上の改修を行った場合は、20万円を超える部分は自己負担となります。

なお、限度額の20万円に達していなければ、分割して複数回利用できます。また、転居した場合や「介護の必要の程度の段階」が3段階以上上がった場合は、あらためて限度額20万円まで利用できます。

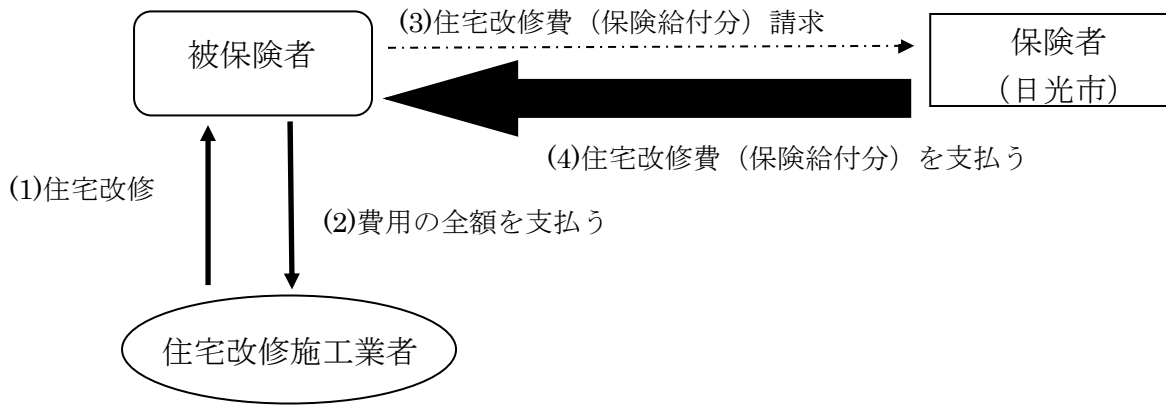
* 住宅改修費の申請方法の種類

住宅改修の申請の方法は、「償還払い方式」と「受領委任払い方式」の2種類があります。

★償還払い方式とは ⇒[手続きの方法](#) P12 〜

償還払い方式とは、改修工事を行ったときにかかった費用を被保険者がいったん全額(10割)を支払い、工事後に申請することで、あとから利用者負担割合分(1割、2割または3割)を除いた分(上限18万円、16万円または14万円)を被保険者が日光市から受け取る方法です。

【償還払い】

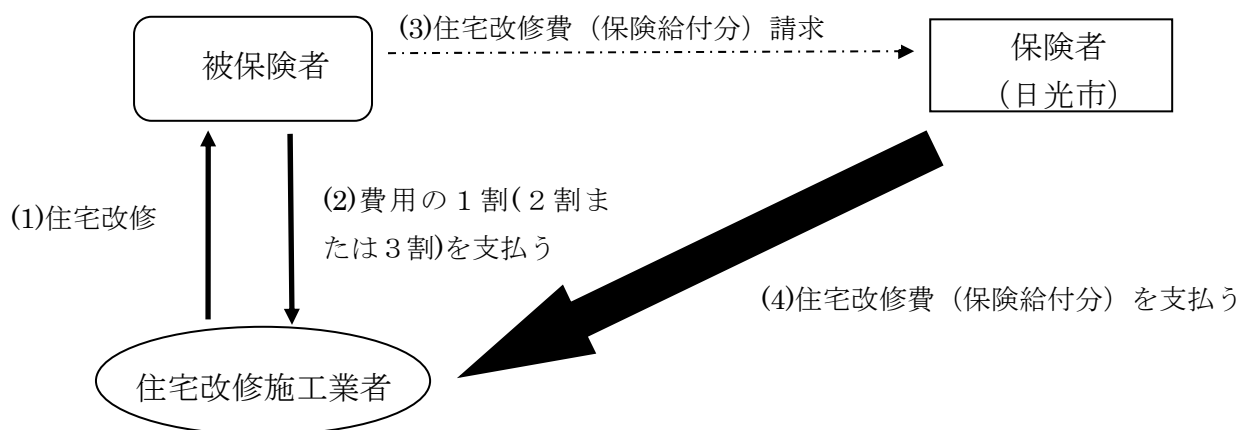


★受領委任払い方式とは ⇒ [手続きの方法](#) P17 〜

受領委任払い方式とは、改修工事を行う前に、被保険者が施工業者に住宅改修にかかる費用の9割(8割または7割)分の受領を委任する手続きをします。そして改修工事完了後に、被保険者は住宅改修にかかった費用の1割(2割または3割)を施工業者に支払い、残りの9割(8割または7割)は受領を委任された施工業者が日光市から受け取る方法です。

被保険者は、工事完了後に住宅改修にかかった費用の1割(2割または3割)を支払うだけで住宅改修を行うことができます。[\(住宅改修にかかった費用の1割\(2割または3割\)の計算方法 P18 〜\)](#)

【受領委任払い】



住宅改修の対象範囲

下記にあげる住宅改修が介護保険における支給対象となります。該当するかどうか判断できない場合は、高齢福祉課に必ず事前に確認するようにしてください。

1. 手すりの取り付け
2. 段差の解消
3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
4. 引き戸等への扉の取替え
5. 洋式便器などへの便器の取替え
6. その他1～5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

※ユニットバスは、天井・床・浴槽などをあらかじめ成型して、現場で組み立てる浴室であり、セットで販売されていることから、ユニットバスの工事については、原則支給対象外となります。

1. 手すりの取り付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒防止若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置します。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとします。なお、「福祉用具貸与の手すり(取り付けに際し工事を伴わないもの)」に該当するものは除かれます。

❓Q&A

Q1	勝手口から門扉まで、玄関から敷地内にある駐車場まで。
A1	両方とも、本人にとって必要な生活上の動線であれば支給対象。
Q2	門扉から道路までの水路にかかっている橋の手すり設置
A2	この場合は支給対象外。門扉から水路にかかる橋については、敷地外となる。敷地外の住宅改修は対象外とする。玄関から道路までというのは、住宅改修する家の敷地内である。

2. 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消する目的で、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が対象です。ただし、「福祉用具貸与のスロープ」又は「福祉用具購入（入浴補助用具）の浴室内すのこ」を置くことによる段差解消は除かれます。

また、昇降機、リフト、段差解消等動力により段差を解消する機器を設置する工事は対象外です。

Q&A

Q3	敷地から道路のスロープ設置等の段差解消（右図）。 
A3	道路は敷地とはみとめられないため、支給対象外。
Q4	浴室床と浴槽の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行なう浴槽の取替えも「段差の解消」として住宅改修の支給対象か。
A4	浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして支給対象（なお、申請の際には、改修前後の深さや縁の高さを写真・図面等で明確にすること）。ただ単に既存の浴槽が古くなったことにより、新しい浴槽に取り替えるという理由であれば、支給対象外。
Q5	スロープ設置等が無理なため、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は改修の支給対象か。
A5	支給対象外。

3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

具体的には、居室においては畳敷きから板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、屋内通路は、生活動線の範囲で対象とします。屋外通路面においては滑りにくい舗装材への変更等の工事が対象です。

? Q & A

Q6	次のものは、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更として改修となるか。 1. 浴室内すのこを設置する工事。 2. 浴室内すのこを固定させて床材の滑りにくいものへの変更や段差解消する工事。 3. すべり止め用マットを設置する工事。
A6	1. 支給対象外。浴室内すのこは、福祉用具購入の支給対象となる。 2. 固定させた場合でも、福祉用具購入の支給対象となっているため、支給対象外。 3. 支給対象外。福祉用具購入としても支給対象外となる。
Q7	滑り防止のため、階段にノンスリップの取付けを行なったり、カーペットを貼り付けたりする工事。
A7	支給対象。なお、ノンスリップが突き出したり、あまりに滑りが悪いとつまずき転倒する危険性があるので、注意する。

4. 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取り替えの工事が対象です。扉の全体ではなくても、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置は含まれず、動力部分の費用相当額は対象外となります。

? Q & A

Q8	アコーディオンカーテンではなく、ビニル製のシャワーカーテンのようなものは対象か。
A8	本人の身体状況・取替える箇所・住宅構造などを考慮し、適当と判断される場合は対象となりうる。なお、シャワーカーテンは気密性に優れないため、設置箇所によっては、臭気が漏れるなどの問題に留意する必要がある。
Q9	扉自体の取替えではないが、何らかの身体状況に適用するよう、次の工事は「扉の取替え」として住宅改修の支給となるか。 1. 右開きから左開きに変更する工事。 2. ドアノブをレバー式把手等に変更する工事。 3. 戸車を設置する工事。 4. ドアノブの位置を変更する工事。 5. 既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える。 6. 扉の幅を広げる。 7. 扉の位置をずらす工事。 8. 既存の扉を取り外すのみの工事。 9. もともと扉はなかったが、必要なため扉をつける工事。
A9	1～4とも身体状況により必要であれば、支給対象。 5. 支給対象。しかし、ただ単に引き戸が古くなったことにより、新しい引き戸に取り替えるという理由であれば、支給対象外。 6～8とも、個別の住宅改修の状況に応じて判断し、必要と判断されるならば支給対象となる。 9. 扉を新設することは原則的に支給対象外。あくまで既存の扉の取替え工事が支給対象となる。
Q10	門扉を取替える工事。
A10	支給対象。しかし、ただ単に門扉が古くなったことにより、新しい門扉に取り替えるという理由であれば、支給対象外。

5. 洋式便器などへの便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える工事、既存の洋式便器を立ちあがりしやすいよう便器の位置や向きを変更する工事等が対象です。

ただし、福祉用具購入費の対象となる「腰掛便座」の設置は除かれます。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等付加は含まれません。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は対象外となります。

なお、洋式便座から新しい洋式便座に取り替える場合、写真・図面等で高さが変更になったことを明確にしてください。

Q&A

Q11	和式便器から、洗浄機能等が付加された洋式便器への取替え。
A11	商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮して、「洋式便器等への便器の取替え」工事を行なう際に、洗浄便座一体型の便器を取付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象。
Q12	既に洋式便器であるが、身体状況等何らかの障害を回避するために適用するよう、次の工事は便器の取替えとして住宅改修の支給となるか。 1. 既存の洋式便器を嵩上げする。 2. 便器の高さが高い洋式便器に取り替える。 3. 便器の向きを変える。 4. 1、2、3の工事に伴い、洗浄機能や暖房機能付の便座を取付ける工事。 5. 手が不自由や長時間座っている等という理由で、洗浄機能や暖房機能付の便座に取り替える。 6. 補高便座、もしくは昇降機能付便座の設置。

A12	1. 支給対象。 2. 支給対象。しかし、ただ単に既存の洋式便器が古くなったことにより、新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象外。 3. 「洋式便器等への便器の取替え」として支給対象。 4. 1、2、3を目的に洗浄機能や暖房機能付の便座に取り替えるのは支給対象。 5. 洗浄機能や暖房機能のみを目的に、便座を取り替えるのは支給対象外。 6. 支給対象外。住宅改修ではなく、腰掛便座として福祉用具購入の支給対象となる。
-----	--

6. その他 1～5 の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

1～5の住宅改修に付帯して必要となる改修は、支給の対象となります。対象となるものは下記のとおりです。

① 手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強(Q16)

② 段差の解消

浴室の床の段差解消(浴室のかさ上げ)に伴う給排水設備工事(Q19)、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

③ 床又は通路面の材料変更

床材変更のための下地補修や根太の補強又は通路面の材料変更のための路盤の整備

④ 扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事(Q17)

⑤ 便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。)、便器の取替えに伴う床材の変更(原則、配管の取り回しはトイレ内に限る。)



Q13	改修の際不要となった便器、扉等の撤去費用及び処分費用。
A13	改修を行なう際に付帯する行為として対象。
Q14	改修を行なって、それとともに発生する「養生費」、「運搬費」または「諸経費」。
A14	改修を行なう際に付帯する費用として対象。
Q15	手すり取付けや扉の取替えに伴い、壁紙やタイルの張り替えまたは補修をする工事。
A15	手すり取付けや扉の取替えする壁全体に係る壁紙やタイルの張り替えまたは補修をする工事については付帯工事として対象。
Q16	トイレの手すり取付けのために紙巻器が邪魔となるため、移設する費用。
A16	手すり取付けの付帯工事として対象。
Q17	扉の幅等を変更する工事に伴い、壁を拡張する工事。
A17	支給対象。(ただし、住宅事情による対象範囲を考慮するため、要相談。)
Q18	賃貸住宅の場合、退去時に原状回復のための費用。
A18	支給対象外。
Q19	脱衣所と浴室床の段差解消するため、浴室床かさ上げの工事にともなう次の1～3の工事。 1. 水洗の蛇口の下に洗面器が入らなくなった。水洗の蛇口の位置変更。 2. 浴室床が上がり、相対的に浴槽の底との高低差が増え浴槽への出入りが困難になった場合の浴槽をかさ上げる等の工事。 3. 2の場合で、技術的にかさ上げが困難な場合、浴槽の改修又は取替えの工事。
A19	1. 支給対象。 2. 支給対象。 3. 支給対象。ただ単に既存の浴槽が古くなったことにより、新しい浴槽に取り替えるという理由であれば、支給対象外。

②住宅改修の申請対象についてのQ & A

Q20	支給限度基準額は20万円ということだが、一度の改修費に20万円に達しなかった場合、その残額を改修費として再度利用できるか。
A20	利用できる。 例) 以前13万円手すり取り付けなど住宅改修を利用した場合、支給限度基準額の20万円から13万円の残額、つまり7万円までを住宅改修費として利用することができる。
Q21	住民登録をしている住宅ではなく、都合により現在住んでいる住宅の改修はできるか。
A21	介護保険の住宅改修は、被保険者証に記載されている住宅が対象となり、支給対象外。
Q22	ひとつの住宅について同時に複数の被保険者が住宅改修する場合。
A22	各個人の居室の住宅改修費の支給申請を行えるが、共有の居室については、いずれか一方のみが支給申請となる。 例) 手すりを複数設置した場合、被保険者ごとに個所を分けてそれぞれ申請。 便器の取替えに40万円要した場合、いずれか一方のみが申請。20万円ずつ申請はできない。
Q23	新築の住宅に手すりを取付ける場合は、支給対象か。
A23	新築住宅の竣工日以降に手すりを取付ける場合は、支給対象。 (意図的に取り付けなかった場合、申請時に居住の実態がないことが明らかな場合は、非該当)
Q24	新たに居室を設ける(増築)の場合は、支給対象か。
A24	支給対象外。(あくまで、既存の住宅に関しての改修が原則)
Q25	転居前に住宅改修の工事を行う場合は、支給対象か。
A25	転居前の工事は支給対象外。
Q26	要介護認定申請中で結果は出ていないが、住宅改修を行なうことができるか。

A26	償還払いの場合は、被保険者本人や家族に認定結果が「非該当」と判定されると全額自己負担である旨を説明し、高齢福祉課に確認を取った上で住宅改修を行なっても差し支えない。なお、<u>認定の結果、該当になったことを確認した上で、住宅改修費の支給を申請すること。</u> ただし、<u>受領委任払いの場合は、要介護認定申請中は事前承認申請はできない。</u>認定結果がでた上で、事前承認申請をすること。
Q27	現在入院(入所)しているが、次の理由によって住宅改修を行なうことができるか。 1. 一時帰宅に必要なため。 2. まもなく退院(退所)する予定のため。
A27	入院(入所)中の場合は、高齢福祉課に事前の確認(事前申請を行い、着工の許可を得る)を行えば、「償還払い方式」の利用に限り、住宅改修を行っても差し支えない。ただし、住宅改修費の支給申請時に、当該被保険者が病院や施設を退院・退所し、自宅に戻っていなければ申請はできない。介護支援専門員等は、当該被保険者が施設等から退所し自宅に戻ってきたことを必ず確認すること。 ただし、Q28・3、4の問題があるため、被保険者本人や家族には説明の上、改修を行うほうがよい。 <u>受領委任払いの場合は、退院(退所)後に事前承認申請をすること。</u>入院(入所)中の場合の受領委任払いでの申請は認めない。
Q28	住宅改修中に、次のような被保険者の状態や状況変化があった場合、どこまでが支給対象か。 1. 住宅改修中に被保険者本人が死亡した場合。 2. 住宅改修着工後に被保険者本人が入院(入所)した場合 3. 退院(退所)予定だったため住宅改修を行なったが、退院(退所)しないこととなった場合。 4. 退院(退所)予定だったため住宅改修を行なったが、退院(退所)前に被保険者本人が死亡した場合。

A28

1. 死亡時に完成している部分までが支給対象。
2. 入院(入所)するまでに完成している部分までが支給対象。
3. 住宅改修支給の申請はできない。全額自己負担。
4. 入院(入所)中の場合は、住宅改修が必要と認められないため支給対象外。全額自己負担。

償還払い方式の手続き

* 改修できる条件および対象者

償還払い方式による住宅改修を利用する場合は、以下の条件のすべてに該当する必要があります。必ず工事着工までに以下の点を確認してください。

1. 日光市の被保険者であり、要介護認定で要支援1・2もしくは要介護1～5の認定を受けていること。
2. 改修する住宅が、介護保険被保険者証に記載されている住所地の住宅であること。
3. 行なう住宅改修の種別が支給対象であること。
4. ケアマネジャー等が当該改修を必要であると認めていること（住宅改修にかかる理由書が事前にあること）。
5. 基本的には、被保険者本人が入院（入所）していないこと。ただし、退院（退所）の予定がある場合は除く（P11、問26の2. を参照）。
6. 事前申請時に、工事を着工していないこと。

* 支給申請の流れ

住宅改修の相談・検討

- 被保険者は、担当ケアマネジャー等と相談して、改修内容を決めます（介護保険の住宅改修に該当するかどうか不明な場合は、高齢福祉課にご相談ください。）。
- ケアマネジャー等は、被保険者の状況を勘案し必要な住宅改修を選定し、[「住宅改修が必要な理由書」](#)を作成します（被保険者の心身状況、住環境や日常生活の様子を勘案したうえで、内容についての審査を行いますので、理由書には工事の必要性について詳しく記載してください）。
- 施工業者を選定します（複数の施工業者に見積りを依頼し、比較することをお勧めします。）。

- 施工業者は、[「工事内訳書\(見積書\)」](#)[「改修前写真\(撮影日付入\)」](#)[「住宅改修支給申請に係る平面図」](#)を作成します。

市に事前申請

償還払いの事前申請として、工事着工予定日の14日前までに次の書類をご用意ください。高齢福祉課窓口において書類を確認させていただき、写しを取らせていただきます(書類はその場でお返し、工事完了後に提出していただきます)。高齢福祉課から書類の審査が終わった旨を連絡いたしますので、その後工事を着工してください。

- ・ [介護保険居宅介護\(支援\)住宅改修費支給申請書](#)
- ・ [住宅改修が必要な理由書](#)
- ・ [工事内訳書\(見積書\)](#)
- ・ [「住宅改修支給申請に係る平面図」](#)
- ・ [住宅改修前の写真\(撮影日必要\)](#)
- ・ [住宅改修の承諾書\(改修を行う住宅の所有者が被保険者本人以外の場合\)](#)

住宅改修着工 → 住宅改修完成

- 施工業者は、完成後に[「改修後写真\(撮影日付入\)」](#)を撮ります。
- 被保険者は、改修費の全額(10割)を施工業者に支払います。
- 施工業者は、「領収書」を発行します。

住宅改修費の申請

- 本人・家族が次の書類(事前申請の際に確認させていただいた書類も含む)を日光市に提出します。提出期限は領収日から2年となります。ケアマネジャーに提出を代行していただいても結構です(ケアマネジャーとの契約がなく、本人・家族の事情により書類の提出ができない場合は、施工業者の提出代行を認めます。)

- ・ 介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書
 - ・ 介護保険住宅改修工事施工証明書
 - ・ 住宅改修が必要な理由書
 - ・ 工事内訳書(見積書)
 - ・ 「住宅改修支給申請に係る平面図」
 - ・ 住宅改修前後の写真(撮影日付入)
 - ・ 領収書
 - ・ 住宅改修の承諾書(改修を行う住宅の所有者が被保険者本人以外の場合)
- 後日(原則、住宅改修費の申請を行った月の翌月)、住宅改修を行った被保険者宅を市が訪問し、改修後の写真と違いないか確認します。
 - 住宅改修の内容を審査し、給付額を決定します。

住宅改修費の支払い(申請月2か月後の末日)

- 給付額が決定すると、「支給決定通知書」を被保険者に送付し、改修にかかった費用のうち、利用者負担割合分(1割、2割または3割)を除いた分(上限18万円、16万円、14万円)を、指定した口座に振り込みます。

* 必要書類と注意事項

償還払い方式での住宅改修費支給申請の手続きを行うためには、下記の書類が必要になります。下記の書類が揃っていないと、支給できない場合がありますので注意事項もよくお読みください。

なお、改修前の事前申請が無い場合は、住宅改修費の対象外となります。

名称	作成者	注意事項
介護保険居宅 介護(支援)住 宅改修費支給 申請書	被保険者	申請日、着工予定日、完成予定日等の記入漏れがないか必ず確認をしてください。 口座振込依頼欄は、原則、<u>被保険者本人の口座を記入</u>します。ただし、被保険者本人が口座をお持ちで無い場合や、被保険者本人が死亡している場合等、やむを得ず本人以外の口座に振り込む場合、「委任状」が必要になります。
住宅改修が必要 な理由書	ケアマネジ ャー等	理由書には、対象者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事の種別とその選定理由を記載します。この書類は改修前に作成することが必要です。 なお、担当のケアマネージャーがいない場合は、福祉住環境コーディネーター2級以上の有資格者、作業療法士、理学療法士等(以下、「有資格者等」)が作成することができますが、その場合、資格者証の写しを添付してください。また、有資格者等が作成した際は、理由書作成料を請求できます。
介護保険住宅 改修工事施工 証明書	施工業者	工事完了後に、請負代金・契約年月日・契約工期・完成年月日を証明するものです。 記入内容及び社印に漏れがないか確認してください。
工事内訳書 (見積書)	施工業者	内訳書の項目は、部屋名、部分、工事名称、内容(仕様)、単価、数量などは最低限区分して記載し、材料費、施工費、諸経費を区分し、<u>材工一式の表示はできる限り避けてください</u>。また、支給対象となる住宅改修にかかる材料(手すり、床材、便器など)は、その仕様を明記してください。 なお、支給対象外の工事も併せて行う場合、支給対象の費用と分けて

		記載してください。
住宅改修費支給申請に係る工事平面図	施工業者	改修をしない部屋を含む全体の平面図を作成してください。また、改修内容をわかりやすく、かつ、できるだけ詳しく記載してください。 写真撮影方向を矢印で示して写真撮影番号を記入し、写真貼付用紙に番号を記入し一致させてください。また、工事内訳書（見積書）にも対応した番号を記載してください。
住宅改修前および改修後写真（撮影日必要）	施工業者	改修前後で同じ箇所・方向・角度で撮った写真で、必ず撮影日が入っているものとしてください。日付を入れる機能がないカメラを使用する場合は、黒板等に日付を記入したものを入れた状態で撮影します。なお、デジタルカメラからのプリントでも構いませんが、日付は必ず写真内に入れてください。 ※日付を意図的に操作した場合は、いかなる場合も支給対象としません。
住宅改修にかかる領収書	施工業者	住宅改修にかかる全額（10割）負担の <u>領収書の原本</u> を提出してください。領収日は必ず記載します。宛名については、被保険者本人としてください。
住宅改修（所有者）の承諾書	所有者・被保険者等	当該住宅改修を行った被保険者と住宅の所有者が異なる場合（例：家族名義、賃貸住宅、公営住宅等）は、当該住宅改修についての所有者の承諾書の添付が必要となります。

受領委任払い方式の手続き

* 改修できる条件および対象者

受領委任払い方式による住宅改修を利用する場合は、以下の条件のすべてに該当する必要があります。必ず事前申請や工事着工までに以下の点を確認してください。

1. 日光市の被保険者であり、事前承認申請時点で、要介護認定で要支援1・2もしくは要介護1～5の認定を受けていること(新規申請中は利用できません)。
2. 改修する住宅が、介護保険被保険者証に記載されている住所地の住宅であること。
3. 行う住宅改修の種別が支給対象であること。
4. ケアマネジャー等が当該改修を必要であると認めていること(住宅改修にかかる理由書が事前にあること)。
5. 事前承認申請時点で、入院(入所)していないこと(入院(入所)中の場合、受領委任払い方式での申請はできません)。
6. 事前申請時に、工事を着工していないこと。
7. 給付制限を受けていないこと。

* 住宅改修費の1割（2割または3割）負担分の計算方法

受領委任払い方式による住宅改修を利用する場合、被保険者と施工業者とが受領委任する同意により、被保険者が施工業者に費用の1割、2割または3割を支払い、施工業者は直接日光市から保険給付分(改修にかかった費用の9割、8割または7割分)を受領することになります。

施工業者が、償還払いのように工事完成時に被保険者から改修にかかった費用全額を領収するのとは違い、保険対象の改修費の1割、2割または3割負担分を被保険者から請求して領収することになります。そのため、施工業者は、保険対象の改修費の被保険者の1割、2割または3割負担分の計算が必要になってきます。

計算方法

ここでは例として自己負担割合が1割の場合を考えます。

1. まず、保険給付分(改修費の9割分)をだします。

$$\text{保険対象改修費(上限20万円)} \times 0.9 = \text{保険給付分(改修費9割分)}$$

* 介護給付分(改修費の9割分)に端数が出た場合は、小数点以下は切り捨て。

2. そして保険給付分(改修費の9割分)から、改修費の1割自己負担分が求められます。

$$\text{保険対象改修費(上限20万円)} - \text{保険給付分(改修費9割分)} = \text{1割負担分(自己負担分)}$$

例) 保険対象改修費が、198,004 円(消費税含む)かった場合。

・ $198,004(\text{円}) \times 0.9 = 178,203.6(\text{円})$ → この場合、小数点以下は切り捨てします。

・ $198,004(\text{円}) - 178,203(\text{円}) = 19,801(\text{円})$

よって施工業者は、19,801 円(1割負担分)を被保険者に請求することになります。

* 支給申請の流れ

住宅改修の相談・検討

- 被保険者は、担当ケアマネジャー等と相談して、改修内容を決めます(介護保険の住宅改修に該当するかどうかなど不明な場合は、高齢福祉課にご相談ください。)
- ケアマネジャー等は、被保険者の状況を勘案し必要な住宅改修を選定し、[「住宅改修が必要な理由書」](#)を作成します(被保険者の心身状況、住環境や日常生活の様子を勘案したうえで、内容についての審査を行いますので、理由書には工事の必要性について詳しく記載してください)。

- 施工業者を選定します(複数の施工業者に見積りを依頼し、比較することをお勧めします。)。選定後、改修にかかる費用の9割(8割または7割)分を施工業者が改修後に、日光市から支払いを受ける、受領委任払い方式で住宅改修を行うことを決めます。
- 施工業者は、「[工事内訳書\(見積書\)](#)」「[改修前写真\(撮影日付入\)](#)」「[住宅改修支給申請に係る平面図](#)」を作成します。

事前承認の申請

- 受領委任払いの事前申請として、次の書類を高齢福祉課に提出します。書類は工事着工日の14日前までに提出してください。
 - ・ 居宅介護(支援)住宅改修費事前承認申請書
 - ・ [住宅改修が必要な理由書](#)
 - ・ [工事内訳書\(見積書\)](#)
 - ・ [「住宅改修支給申請に係る平面図」](#)
 - ・ [住宅改修前の写真\(撮影日付入\)](#)
 - ・ [住宅改修の承諾書\(改修を行う住宅の所有者が被保険者本人以外の場合\)](#)

事前承認通知の交付

- 受領委任払い方式での住宅改修が認められるか、事前申請の内容を市が審査します。
- 審査の結果、介護保険上の問題等がなければ、被保険者及び施工業者に「居宅介護(支援)住宅改修費受領委任払承認通知書」を通知します。
- 被保険者は、「承認通知書」が交付されたら、ケアマネジャー等と施工業者に連絡をとり、改修を着工してください。

住宅改修着工 → 住宅改修完成

- 施工業者は、完成後に「改修後写真(撮影日付入)」を撮ります。
- 被保険者は、改修費の1割(2割または3割)を施工業者に支払います。
- 施工業者は、「領収書(改修費の1割(2割または3割)」を発行します。

住宅改修費の申請

- 本人・家族が次の書類を日光市に提出します。提出期限は領収日から2年となります。ケアマネジャーに提出を代行していただいても結構です。なお、ケアマネジャーとの契約がなく、本人・家族の事情により書類の提出ができない場合は、施工業者の提出代行を認めます。
 - ・介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書
 - ・住宅改修後の写真(撮影日付入)
 - ・領収書(改修費の1割(2割または3割)負担分)
- 後日(原則、住宅改修費の申請を行った月の翌月)、住宅改修を行った被保険者宅を市が訪問し、改修後の写真と違いないか確認します。
- 住宅改修の内容を審査し、給付額を決定します。

住宅改修費の支払い(申請月2か月後の末日)

- 給付額が決定すると、「支給決定通知書」を被保険者に送付します。
- 施工業者には、「償還払審査結果通知書(受領委任分)」を交付し、施工業者に対して、改修にかかった費用の9割(8割または7割)に相当する額を指定した口座に支払います。

* 必要書類と注意事項

受領委任払い方式での住宅改修費支給申請の手続きを行うためには、下記の書類が必要になります。下記の書類が揃っていないと、支給できない場合がありますので注意事項もよくお読みください。

なお、改修前の事前申請が無い場合は、住宅改修費の対象外となります。

事前申請(住宅改修着工前)

名称	作成者	注意事項
居宅介護(支援)住宅改修費受領委任払い適用(変更)承認申請書	被保険者・施工業者	住宅改修を受領委任で行なうための事前申請書及び施工業者の同意書となります。同意した施工業者は、同意書欄に代表者名印を押印してください。
住宅改修が必要な理由書	ケアマネジャー等	理由書には、対象者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事の種別とその選定理由を記載します。この書類は改修前に作成することが必要です。 なお、担当のケアマネジャーがいない場合は、福祉住環境コーディネーター2級以上の有資格者、作業療法士、理学療法士等(以下、「有資格者等」)が作成することができますが、その場合、資格者証の写しを添付してください。また、有資格者等が作成した際は、理由書作成料を請求できます。

工事内訳書 (見積書)	施工業者	内訳書の項目は、部屋名、部分、工事名称、内容(仕様)、単価、数量などは最低限区分して記載し、材料費、施工費、諸経費を区分し、材工一式の表示はできる限り避けてください。また、支給対象となる住宅改修にかかる材料(手すり、床材、便器など)は、その仕様を明記してください。 なお、支給対象外の工事も併せて行う場合、支給対象の費用と分けて記載してください。
住宅改修費支給申請に係る 工事平面図	施工業者	改修をしない部屋を含む全体の平面図を作成してください。また、改修内容をわかりやすく、かつ、できるだけ詳しく記載してください。 写真撮影方向を矢印で示して写真撮影番号を記入し、写真貼付用紙に番号を記入し一致させてください。また、工事内訳書(見積書)にも対応した番号を記載してください。
住宅改修前の 写真(撮影日 必要)	施工業者	改修前後で同じ箇所、方向または角度で撮った写真で、必ず撮影日が入っているものとしてください。日付を入れる機能がないカメラを使用する場合は、黒板等に日付を記入したものを入れた状態で撮影します。なお、デジタルカメラからのプリントでも構いませんが、日付は必ず写真内に入れてください。 ※日付を意図的に操作した場合は、いかなる場合も支給対象としません。
住宅改修(所有者)の 承諾書	所有者・ 被保険者等	当該住宅改修を行った被保険者と住宅の所有者が異なる場合(例:家族名義、賃貸住宅、公営住宅等)は、当該住宅改修についての所有者の承諾書の添付が必要となります。

事後申請(住宅改修施工後)

名称	作成者	備考
介護保険居宅介護 (支援)住宅改修費 支給申請書	被保険者・ 施工業者	口座振込依頼欄は、必ず受領を委任された施工業者の会社もしくは代表者口座を記入します。
住宅改修後の写真 (撮影日必要)	施工業者等	必ず、改修前の写真との同じ箇所、方向または角度で撮った写真にしてください。
住宅改修にかかる 領収書(改修費の自 己負担分)	施工業者等	住宅改修にかかる自己負担分の領収書(1割(2割または3割)負担の計算方法:参考 P18) の <u>原本</u> を提出してください。領収日は必ず記載します。宛名については、被保険者本人としてください。
介護保険住宅改修 工事施工証明書	施工業者	工事完了後に、請負代金・契約年月日・契約工期・完成年月日を証明するものです。 記入内容及び社印に漏れがないか確認してください。